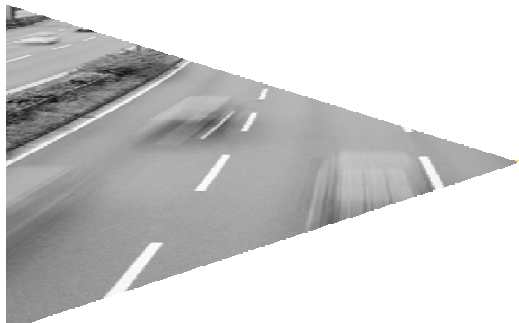


2012年 3月 2日

JBS Newsletter



中国税務及び投資速報(抄訳)

2012年 2月

Contents

税務法規

1. 増値税一般納税者の使用された固定資産の売却に係る増値税の取扱に関する公告
2. 金融機関の貸倒引当金繰入額の損金算入に関する通達
3. その他の通達

商務法規

1. 中国で勤務する外国人の社会保険への加入に関する通達
2. 来料加工廠の法人化後の来料加工無償輸入設備に係る税務上の取扱の実施に関する通達
3. その他の通達

税関法規

1. 『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』の税関における運用に関する公告
2. その他の通達

アーnst・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2012年1月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 2月10日 第2012004号
- ▶ 2012年 2月17日 第2012005号
- ▶ 2012年 2月24日 第2012006号

Japan Business Servicesグループで、2012年2月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増値税一般納税者の使用された固定資産の売却に係る増値税の取扱いに関する公告(国家税務総局公告[2012]1号)

概要

一般納税者の使用された固定資産の売却に係る増値税の取扱いについて、追加規定を定める。施行日は2012年2月1日。同日以前に発生したが、税務処理が完了していない取引にも適用する。

以下の2つの場合には、増値税率として簡便法による税率4%を半減させた率(すなわち2%)を適用する。専用発票の発行は認められない。

- ▶ 小規模納税者であった時に固定資産の購入あるいは自己製造を行い、一般納税者に認定された後に当該固定資産を売却する場合
- ▶ 一般納税者が仕入税額の控除が認められず、実際に控除を行っていない固定資産を売却する場合

所見

使用された固定資産の売却に係る増値税の取扱いに関する規定をまとめると、下表のようになる。

固定資産売却の状況	増値税率	発票	関連法規
一般納税者が2009年1月1日以降に購入・製造した固定資産を売却する場合	通常税率(17%)	専用発票	財税[2008]170号
2008年12月31日以前に増値税控除範囲の試行的拡大の対象とならなかった納税者が、同日以前に購入あるいは自己製造した固定資産を売却する場合	簡便法による税率4%を半減させた率(2%)	普通発票	財税[2008]170号 国税函[2009]90号
一般納税者が、増値税暫行条例10条により仕入税額の控除が認められず、実際に控除を行っていない固定資産を売却する場合	簡便法による税率4%を半減させた率(2%)	普通発票	財税[2009]9号
上海における増値税の試行的改革により一般納税者資格の認定を受けた者が、2012年1月1日以降に購入あるいは自己製造した固定資産を売却する場合	通常税率(17%)	専用発票	財税[2011]133号

固定資産売却の状況	増値税率	発票	関連法規
上海における増値税の試行的改革により一般納税者資格の認定を受けた者が、2011年12月31日以前に購入・製造した固定資産を売却する場合	簡便法による税率4%を半減させた率(2%)	普通発票	財税[2011]133号
小規模納税者であった時に購入あるいは自己製造した固定資産を一般納税者として売却する場合	簡便法による税率4%を半減させた率(2%)	普通発票	国家税務総局公告[2012]1号
一般納税者が仕入税額の控除が認められず、実際に控除を行っていない固定資産を売却する場合	簡便法による税率4%を半減させた率(2%)	普通発票	国家税務総局公告[2012]1号

関連法規

- ▶ 増値税改革に係る若干の問題に関する通達(財税[2008]170号)
- ▶ 一部の貨物に係る増値税率の低減及び簡便法の適用に関する通達(財税[2009]9号)
- ▶ 増値税の簡便法による徴収に関する通達(国税函[2009]90号)
- ▶ 交通運輸サービスと一定の先進型サービスにおける営業税から増値税への試行に係る若干の徴税規定に関する通達(財税[2011]133号)

2. 金融機関の貸倒引当金繰入額の損金算入に関する通達(財税[2012]5号)

概要

金融機関の貸倒引当金繰入額の損金算入について規定する。適用期間は2011年1月1日～2013年12月31日。主な内容は以下の通り。

- ▶ 対象資産の範囲
 - ▶ 貸付債権
 - ▶ 貸付と同等の性質を有するリスク資産
 - ▶ 金融機関が転貸し、かつ返済責任を有する外国債権
- ▶ 損金算入可能繰入額の計算式

損金算入可能繰入額* = 対象資産の年度末残高 × 1% - 前年度までに損金算入している貸倒引当金額

* 計算結果が負の場合は所得額に加算。

▶ その他

- ▶ 委託貸付、国債、中央銀行への預け金等貸倒リスクを金融機関が取っていない資産は対象外とする。
- ▶ 農業従事者及び中小企業に対する貸付については、当通達と財税[2011]104号のいずれかの選択適用が認められる。
- ▶ 貸倒損失が発生した場合、まずは損金算入済みの貸倒引当金を取崩し、不足額を損金に算入する。

所見

2011年1月1日で失効となった財税[2009]64号を実質的に延長する規定となっている。ファイナンス・リース企業が金融機関の範囲に、ファイナンス・リース債権が本通達の対象資産の範囲に、それぞれ含まれることが明確にされた。

一般に貸付債権は、正常債権、要注意債権、回収懸念債権、破綻疑問債権、破綻債権の5つに区分される。財税[2009]99号は、貸付先が農業従事者及び中小企業である場合、要注意債権以上については債権額の2%から100%を引き当て、損金に算入することは認めていたが、正常債権については規定していなかった。このため、一部の地域の金融機関は上記へ加え正常債権についても債権額の1%を引き当てることが実務上認められていた。同通達の適用期限は2010年12月31日であったが、財税[2011]104号により2013年12月31日に延長されている。

当通達では、財税[2011]104号の規定(要注意債権以上については債権額の2%から100%を引き当て)と当通達の規定(対象資産の年度末残高については1%を引き当て)を同時に適用することを認めない旨が明確に示されている。

関連法規

- ▶ 金融機関による農業従事者や中小企業に対する貸付に係る貸倒引当金繰入額の損金算入の延長に関する通達(財税[2011]104号)
- ▶ 金融機関の貸倒引当金繰入額の損金算入に関する通達(財税[2009]64号)
- ▶ 金融機関による農業従事者や中小企業に対する貸付に係る貸倒引当金繰入額の損金算入に関する通達(財税[2009]99号)

3. その他の通達

- ▶ 天然資源使用权譲渡に係る営業税の取扱に関する通達(財税[2012]6号)
- ▶ インフラ整備、環境保護、省エネルギー等のプロジェクトに係る企業所得税の優遇措置に関する通達(財税[2012]10号)
- ▶ 固定事業者の増値税の本支店一括納税に関する通達(財税[2012]9号)
- ▶ 企業再編に係る契税の取扱に関する通達(財税[2012]4号)
- ▶ 船舶に係る車船税の徴収管理に関する通達(国税発[2012]8号)
- ▶ 増値税管理システムの購入・維持に係る仕入税額の控除に関する通達(財税[2012]15号)

商務法規

1. 来料加工廠の法人化後の来料加工無償輸入設備に係る税務上の取扱の実施に関する通達(税関総署公告[2012]7号)

概要

財関税[2011]66号で規定した来料加工廠の法人化(外商投資企業)における無償輸入設備に係る税務上の取扱について、公告[2012]7号により以下の補足事項を規定する。2012年12月31日までに税関に対して減免税の申請を行う法人企業に適用。

- ▶ 2011年7月1日から2012年12月31日までに外国投資者が法人格を有していない来料加工廠に無償貸与した設備の全てを出資に充てて法人企業を設立する場合、あるいは2009年7月1日から2012年12月31日までに無償貸与設備の全てを自らが出資し設立した法人企業への追加出資に充てる場合、所定の条件を満たせば、当該設備に係る関税及び増値税の取戻し課税を免除する(財関税[2011]66号の規定内容と同一)。
- ▶ 税関での減免税の申請時、無償貸与設備の申告金額(輸入時の申告金額を上回ることはできない)は設立もしくは追加出資する法人の投資総額に算入する。
- ▶ 2008年12月31日以前に加工貿易通関手帳登録を、2009年6月30日以前に輸入申告をそれぞれ行っている無償貸与設備の一部を、自らが出資し設立した法人企業への追加出資に充てた来料加工廠は、2012年12月31日までに当該設備の残りの部分も追加出資に充てなければ、関税及び増値税の取戻し課税の免除を受けることはできない。

- ▶ 2009年1月1日以降に加工貿易通関手帳登録を行っている無償貸与設備、もしくは加工貿易通関手帳登録は2008年12月31日以前に行ったが、輸入申告を2009年7月1日以降に行った無償貸与設備を出資して法人を設立し、営業範囲が国家奨励産業や中西部地区の重点産業に該当する場合、関税及び増値税の取戻し課税の免除を受けることができる。

関連法規

- ▶ 来料加工廠の法人化における輸入設備に係る税務上の取扱に関する通達(財関税[2011]66号)

2. 中国で勤務する外国人の社会保険への加入に関する通達(人社庁発[2011]113号)

概要

社会保険への加入要件を満たす外国人のうち、2011年10月15日より前から中国で勤務している者は同日から、2011年10月15日以降に勤務を開始した者は勤務開始月から、それぞれ遡及的に社会保険料を納付する必要がある。2011年12月31日までに納付を完了した場合は滞納金を免除する。

所見

当通達は2011年12月に公布されたが、当初は内部通達として公表されておらず、一般に公開されたのは2012年1月に入ってからである。当通達は各省・自治区・直轄市の社会保険局宛てに発行されているが、これに対応する地方通達を公布をしているのは現時点ではこの北京市朝陽区、江蘇省蘇州市、同無錫市のみである。

3. その他の通達

- ▶ オンライン取引の健全な発展の促進に関する通達(発改弁高技[2012]226号)

税関法規

1. 『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』の税関における運用に関する公告(税関総署公告[2012]4号)

概要

2012年1月30日の『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』の施行に合わせて、以下を規定する。

- ▶ 奨励類に該当する投資プロジェクトにおいて、投資総額の枠内で、あるいは投資プロジェクトの資本を増額して輸入する設備及びそれに付随する技術や部品(『外商投資プロジェクト非免税対象輸入商品目録』及び『非免税対象輸入技術設備・製品目録』に該当するものは除く)については、関税を免除する。ただし輸入増値税は免除されない。
- ▶ 2012年1月30日より前に従来の『外商投資産業指導目録(2007年改訂)』に基づいて投資担当部門から「奨励プロジェクト確認書」を取得している場合、2013年1月30日までに税関において免税登録の申請を行う必要がある。
- ▶ 現在進行中の投資プロジェクトが2011年改訂で奨励類に該当することになった場合、プロジェクト確認書の発行を申請することができる。ただしすでに納付済みの設備輸入に係る関税の還付を受けることはできない。

関連法規

- ▶ 外商投資産業指導目録(2011年改訂)(国家発展及び改革委員会、商務部令[2011]12号)
- ▶ 外商投資産業指導目録(2007年改訂)(国家発展及び改革委員会、商務部令[2007]57号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

天津

町田 太郎 税務・移転価格
taro.machida@cn.ey.com +86-22-5819-3583

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 嶢 監査
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com +86-21-2228-2718

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
北濱 聡	金融	
satoshi.kitahama@hk.ey.com		+852-2846-9700
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松尾 和弘	中国ビジネス一般	
matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001698

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china